

変更契約の締結及び専決処分予定について(青森市立浪館小学校校舎屋根・外壁改修工事)

令和3年1月21日 文教経済常任委員協議会  
配付資料 教育委員会事務局総務課

1 工 事 名 青森市立浪館小学校校舎屋根・外壁改修工事 (令和2年第2回定例会議決)

<工 期> 令和2年6月27日から令和3年3月31日まで

<相手方> 株式会社盛興業社 代表取締役 盛 勝昭  
(青森市奥野1丁目1番13号)

2 変 更 内 容

改修に先立ち、屋根・外壁下地のひび割れや欠損、鉄筋の露出を補修することとしていたが、設計時の地上からの調査では確認できない劣化の進行がわかったことから下地の補修工事が増工となり、結果として増額となったものである。

3 契 約 金 額

当 初 163,680,000円 (税込)

変更後 179,949,000円 (税込)

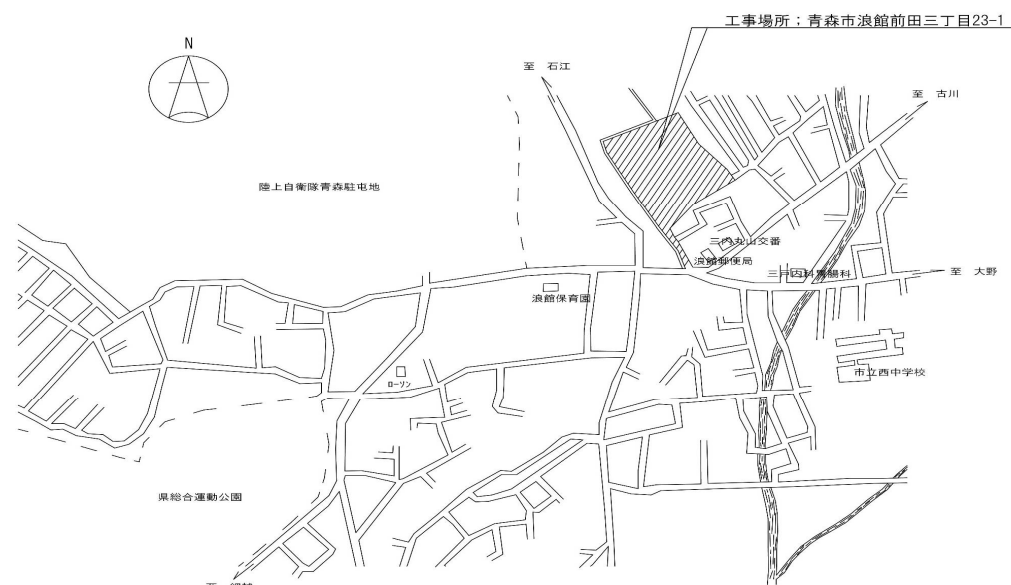
増額分 16,269,000円 (税込) (当初比9.94%の増額)

4 変更契約予定 令和3年2月中を予定

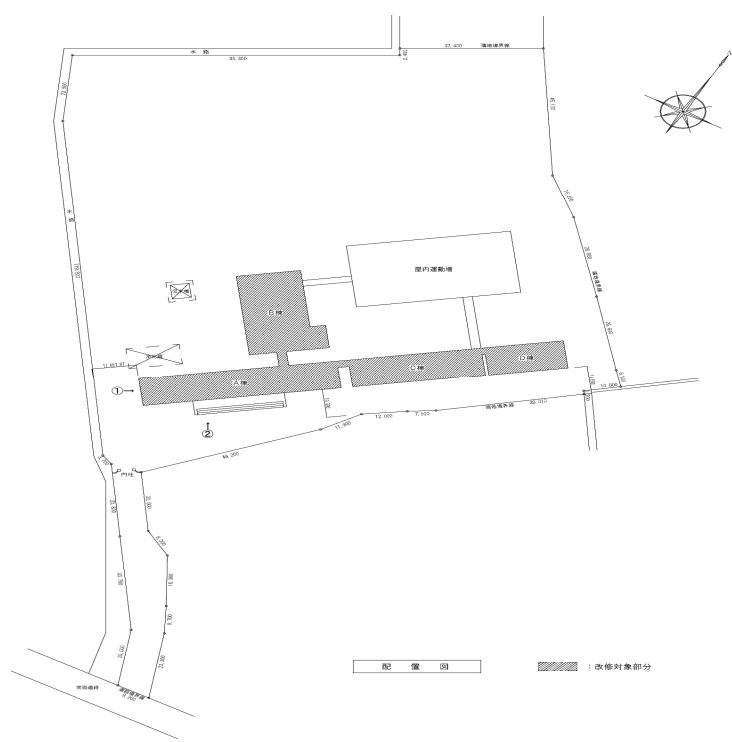
【工事概要】

工事場所：青森市浪館前田3丁目23番1号

構造・規模：鉄筋コンクリート造4階建 延床面積：7,322.61㎡



案内図



配置図

※参考法令  
●地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分手項の指定について(抄) 平成17年4月14日指定  
地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第180条第1項の規定により次に掲げる事項は、市長においてこれを専決処分するものとする。  
一 青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例(平成17年青森市条例第85号。以下「条例」という。)に基づく契約並びに財産の取得及び処分を議会の議決を経た後において当該契約並びに財産の取得及び処分に係る金額に変更を要する場合に、変更により増減する金額が変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないもの。  
二～八(略)



①屋根下地



②外壁下地